

納期限 口座振替日 税目など	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月
	5月1日(月)	5月31日(水)	6月30日(金)	7月31日(月)	8月31日(木)
固定資産税 ※都市計画税含む	第1期 円			第2期 円	
軽自動車税 (種別割)		全期 円			
国民健康保険税				第1期 円	第2期 円
市・県民税			第1期 円		第2期 円
介護保険料				第1期 円	第2期 円
後期高齢者医療保険料				第1期 円	第2期 円
保育料	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
児童クラブ保護者負担金	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
住宅使用料	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
地代	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
上下水道料金 ※取手下水道分含む	4月分 (2月使用分) 円	5月分 (3月使用分) 円	6月分 (4月使用分) 円	7月分 (5月使用分) 円	8月分 (6月使用分) 円
下水道受益者負担金			第1期 円		第2期 円
学校給食費			4月分 円	5月分 円	6月分 円
今月の納付額	円	円	円	円	円

◎納付は納期限を守りましょう

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が發送され、それでも納付が確認できないときは、差押などの滞納処分を行うことがあります。納期限までに納付が困難なときは、必ず担当課までご相談ください。

◎車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました

軽自動車税 (種別割) の未納がない場合、車検時の納税証明書の提示が令和5年1月から原則不要となりました (二輪の小型自動車を除く)。ただし、軽自動車税を納付後すぐに車検を受ける場合は納税証明書が必要になります。納付書にて納付可能な窓口で納付してください。

◎税金は納税方法が4月から拡大されます

- 全国の主な金融機関で窓口納付ができます。
- 地方税お支払サイトでインターネットを利用した様々な電子納付 (クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト方式 (口座から都度払い)、ペイジー番号発行によるATM等納付) が利用できます。
- スマホ決済 (地方納税ーQRコード方式) アプリの選択肢が広がります。

【従来の納付方法】

◎納付取扱金融機関・市役所での納付

納付取扱金融機関については、納付書裏面に記載してあります。

◎コンビニエンスストアでの納付

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金はコンビニエンスストアで、24時間いつでも納付できます。ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。